

◆不在者投票

仕事などで田上町以外の市区町村に滞在している方、又は県の指定した病院等に入院中の方は不在者投票ができません。病院等に入院中の方は施設等にご確認ください。(期間は以下のとおり)

新潟県議会議員一般選挙 ⇒告示日の翌日(3/30)～選挙期日の前日(4/6)

田上町議会議員一般選挙 ⇒告示日の翌日(4/17)～選挙期日の前日(4/20)

○仕事などで選挙期間中留守に伴う不在者投票

仕事や旅行で滞在している市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

(手順は以下のとおり)

1. 宣誓書・投票用紙請求書に必要事項を記入し町選挙管理委員会へ送付します。
2. 選挙人として確認ができましたら、投票用紙、投票用封筒(外・内封筒)、不在者投票証明書を交付します。
3. 交付された書類を持って最寄りの市区町村選挙管理委員会へ行き、不在者投票を行います。

※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で開封しないでください。(開封すると投票できません)

○郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証の交付を受けており、身体に一定以上(下の表のとおり)の重度の障がいがある方や介護保険被保険者証の要介護状態区分が『要介護5』である方で「郵便等投票証明書」をお持ちの方は「郵便等による不在者投票」ができます。

※郵便等投票証明書は、事前に田上町選挙管理委員会への申請により交付されます。

	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

	障がい名	障がいの程度			
		特別項	第1項	第2項	第3項
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○